

代理交付の対象者と必要書類が緩和されました

代理人による受取り可能なかたの要件の緩和とともに、代理交付を受けられる事情を証明する書類についても、入手しやすいものの追加が行われ、代理交付の条件が緩和されました。

代理交付を受けられる 本人の事情等	代理交付を受けられる事情を証明する書類
未就学児・小学生・中学生	本人確認書類により本人の年齢を確認します
高校生・高専生	学生証、在学証明書
75歳以上の高齢者	来庁が困難な理由が明記された委任状
長期入院者	別表の書類、または 入院している病院長が作成した顔写真証明書
施設入所者	別表の書類、または 入所している施設長が作成した顔写真証明書
身体以外の障害のある者	別表を参照願います
要支援・要介護認定者	別表の書類、または ケアマネジャー及びその所属する事業者の長が作成する顔写真証明書
成年被後見人	代理権を証する書類
被保佐人・被補助人	
妊婦	母子健康手帳、または妊婦検診を受診したことが確認できる領収書等
海外留学している者	留学先の学生証の写し、査証の写し
長期出張者（国内外問わず） 長期で航行する船員など	長期出張、長期航行していると確認できる書類
社会的参加を回避し、長期にわたっておおむね家庭にとどまり続けている状態であるなど客観的状況に照らして出頭が困難であると認められる者	本人について公的な支援機関に相談していることを当該支援機関の職員が証する書類、または 本人について相談している公的な支援機関の職員及び当該支援機関の長が作成する顔写真証明書

※太字証明書につきましては、ホームページのリンクよりダウンロードしてお使いください。

別表) 病気、身体の障害などの場合における代理交付を受けられる事情を証明する書類の例

障害者手帳	自立支援医療受給者証
介護保険被保険者証	認定結果通知書
診断書	診療明細書
入院していることが確認できる領収書	施設等に入所している事実を証する書類
特別児童扶養手当証書	その他客観的に判断できる資料等